

令和 5 年 8 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 5 年 8 月 2 5 日（金）午後 2 時 3 2 分

場所：本庁舎 5 階 5－1 会議室・5－2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和５年８月２５日（金）、本庁舎５階 ５－１・５－２会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	落 合 喜 治	１ ４ 番	加 藤 登
２ 番	小 林 正 幸	１ ５ 番	伊 澤 忠 治
３ 番	永 野 良 徳	１ ６ 番	井 出 茂 康
４ 番	田 代 恵美子	１ ７ 番	漆 原 豊 彦
５ 番	西 山 弘 行	１ ９ 番	宮 治 政 彦
６ 番	関 根 栄 一	２ ０ 番	安 藤 康 彦
７ 番	齋 藤 義 治	２ １ 番	佐 藤 智 哉
８ 番	井 上 哲 夫	２ ２ 番	澤 野 孝 行
９ 番	上 田 洋 子	２ ４ 番	神 崎 享 子
１ ０ 番	吉 川 誠	２ ５ 番	砂 川 耕 介
１ １ 番	飯 田 芳 一		
１ ２ 番	三 上 健 一		
１ ３ 番	吉 原 豊		

欠席委員は、次のとおり

１ ８ 番	北 村 利 夫	２ ３ 番	平 川 勝 昌
-------	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事 務 局 長	村 山 勝 彦	主 幹	坂 間 英 己	上 級 主 査	山 澤 成 司
事 務 職 員	松 下 翔 太 郎				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 報告第 11号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 3 議案第 30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 31号 非農地証明願について
- 日程第 5 議案第 32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 6 議案第 33号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について
- 日程第 7 議案第 34号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について
- 日程第 8 議案第 35号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 議案第 36号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
に対する意見について
- 日程第 10 報告第 12号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて
- 日程第 11 議案第 37号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」
の変更に伴う意見について

開会 午後２時３２分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、お待たせいたしました。ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２３名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

先月、農業委員・推進委員の改選が行われまして、第２５期でございます。ですから、法律ができてから７２年たって７３年目に入ります。その委員として、皆様方が選ばれたわけでございます。

これは、湘南地区全部が改選でございまして、隣の茅ヶ崎市では、女性の方が会長になりました。寒川町は、農家以外の人、いわゆる応募された方が会長になりました。女性の方が農業委員会の会長になったのは、神奈川県では初めてでございますが、これからは、どんどんどんどん女性の方が進出されることは予想されております。

それでは、今回、第２回目の総会ですが、実質的には第１回目の総会と同じようでございますので、これから先の総会のあり方について、ちょっとお願いを申し上げます。

皆様方は、各地域から選出をされているわけでございますので、各地域の問題、いろいろございましょうが、ぜひとも活発な意見を出していただきたいと思います。

その場合、こちらで議事録をとっております。議事録は、藤沢市のホームページで公表されています。その関係で、先月は議席番号というものを付けさせていただきましたので、もし、意見等がございました場合には、まず議席番号を言っていただいて、私が指名をしてから発言をしていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

特に今年は、この後、今日は、地域計画あるいは目標地図の作成ということで、市からもいろいろな説明がありますけれども、皆様方の地域で、今後10年先の農地のあり方を、ここ2年間、令和7年までに、ある程度の目標地図をつくらなければいけないということが法律で定められました。ですから、10年後に1筆ごとに、これは誰が耕作をしているか、という目標地図をつくることになっておりますので、その素案を、この農業委員会でつくることになっていきます。

地域のことは非常に重要視されますので、地域の意見をどしどし言っていただきたいと思います。そうしないと、自然に流れていってしまいますので、目標地図の作成に当たっては、皆様方からいろいろな意見を出していただきたいと思っております。ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、8月の総会を開会いたします。

御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（松下翔太郎事務職員） 傍聴人はいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、1番の落合喜治委員と、2番の小林正幸委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、5人。所有面積、383a。耕作面積、368a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻、1筆。地目、地積、記載のとおり。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、0。耕作面積、32a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川の4筆。地目、地積、記載のとおり。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

3番、永野委員。

3番（永野良徳委員） 資料は1ページをお開き願いたいと思います。

本件の申請地につきましては、市道大庭・獺郷線にあります「打戻根下」交差点から北東に約400mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談をいたしました。

譲受人は、打戻などで露地野菜や水稻の生産により農業経営を行っております。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することとございます。

申請地については、梅を生産する計画でございます。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないた

以上でございます。

4番、田代委員。

本件の申請地につきましては、市道六会722号線にある「石川橋」交差点より南東に約200mの土地になります。

譲受人は、千葉県睦沢町などで農地を耕作し、水稻の生産等により農業経営を行っております。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのこと
とです。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議案第 29 号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 29 号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第２、報告第１１号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第２、報告第１１号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号１は、耕作者が離農したため、賃借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。この土地については、日程第９、議案第３６号の「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」に上程されておりますとおり、別の方が借り受け、耕作をすることになっております。

番号２は、法改正により、従来の更新手続きから、改めて権利の設定を行う必要が生じたため、一度賃借権を解約し、日程第８、議案第３５号の「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」に上程されておりますとおり、賃借を継続することになっております。

番号３は、特別高圧送電線の工事に伴い、土地を一時転用し、法人へ賃借権設定を行うため、使用賃借権を合意解約する旨の通知を受けたもので、この土地の転用については、日程第３、議案第３０号の「農地法第５条の規定による許可申請について」に上程されております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第１１号を終了いたします。

次に移ります。

日程第３、議案第３０号「農地法第５条の規定による許可申請について」を

上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、25a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、用田の1筆。地目、地積、記載のとおり。内容、権利の種類は、所有権移転。転用目的、資材置場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別は第2種農地。

番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、21a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、用田の2筆。地目、地積、記載のとおり。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業場、他に雑種地を含みます。期間は、許可日から令和7年3月3日まで。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第1種農地。

地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、159a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、石川の1筆。地目、地積、記載のとおり。内容、権利の種類、所有権移転。転用目的、月極駐車場、他に雑種地を含みます。農用地区域除外日、当初より。農地種別、第3種農地。

続きまして、番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、30a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、高倉の34筆。地目、地積、記載のとおり。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業場。期間、許可日から令和6年9月30日まで。農地種別、農用地区域内農地。

続きまして、議案書9ページになります。

番号5。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。

り。経営面積、79a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、高倉の2筆。地目、地積、記載のとおり。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業用地。期間、許可日から令和6年9月30日まで。農地の種別、農用地区域内農地。

番号6。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、37a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、高倉の1筆。地目、地積、記載のとおり。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業用地。期間、許可日から令和6年9月30日まで。農地種別、農用地区域内農地。

番号7。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、182a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、西俣野の3筆。地目、地積、記載のとおり。内容、一時転用。権利の種類は、賃借権設定。転用目的、仮設作業場。期間、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで。農地種別、農用地区域内農地。

議案書10ページをお開きください。

番号8。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、40a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、西俣野、1筆。地目、地積、記載のとおり。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業用地。期間、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで。農地の種別、農用地区域内農地。

続きまして、番号9。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、43a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、西俣野の2筆。地目、地積、記載のとおり。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業場。期間、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで。農地種別、農用地区域内農地。

議案書の11ページを御覧ください。

番号10。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、132a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、西

俣野の2筆。地目、地積、記載のとおり。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業場。期間、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで。農地種別、農用地区域内農地。

続きまして、番号11。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、133a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、西俣野の2筆。地目、地積、記載のとおり。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業場。期間、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで。農地種別、農用地区域内農地。

番号12。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、78a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、西俣野の4筆。地目、地積、記載のとおり。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業場。期間、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで。農地の種別、農用地区域内農地。

議案書12ページを御覧ください。

番号13。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、7a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、西俣野の6筆。地目、地積、記載のとおり。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業場。期間、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで。農地の種別、農用地区域内農地。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、漆原委員。

17番（漆原豊彦委員） 資料は6ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「コメリハード&グリーン藤沢用田店」から北に約550mの土地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

譲受人は、不動産の開発・斡旋・管理業務を営んでおり、これまでは下請け業者の資材置場を使用しており、置場を所有しておりませんでした。業務の効率化のため、常置する資材置場を確保する必要がありました。

業務エリアである県央地区にアクセスしやすく、規模的にも都合がよいため、申請地が適地であると判断したとのこと。

申請地は、北側及び東側は農地、西側は国有地、南側は道路になっております。

出入口は南側で、西側を除く隣接地と比べると、申請地は若干高くなるため、各境界とは1m～1.5mの離隔を取り、30度の勾配で法面仕上げとし、土砂等の流出を防ぎます。

また、南側の道路との境界には、既存土留め、東側の農地との境界には既存のコンクリートブロックがありますので、これを利用し、被害防除とします。

敷地内は、切り盛りで整地を行い、転圧の上、砂利敷きとし、雨水については、藤沢市開発業務課と協議し、雨水浸透施設を設けて、敷地内浸透処理とします。

なお、藤沢市開発業務課の「藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例」に係る手続きが行われていることを確認しております。

地区協において、譲受人の代理人と面談し、周辺の農地等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

17番、漆原委員。

17番（漆原豊彦委員） 資料は10ページをお開きください。

申請地につきましては、目久尻川にかかる「道庵橋」から南東に約100m

本件につきましては、本申請地近隣の鉄塔建替え工事に伴う仮設作業場として一時転用するものです。

申請地は、東側が雑種地、その他が農地になっております。出入口を除き、防音パネルで仮囲いし、安全対策を施します。工事期間は、許可日後から令和7年3月3日を見込んでおります。

以上でございます。

4番、田代委員。

本件の申請地につきましては、引地川にある「山田橋」から南西に約150mの土地になります。

譲受人は、不動産賃貸業を営んでおり、所有している本申請地の西側隣接地を月極駐車場として利用することを検討していましたが、敷地内通路の幅が十分に設けられないため、未利用地になっていました。

申請地は、所有地に隣接しており、敷地の拡張を行うことで、敷地内通路の幅が5 m確保できることから、転用を行うものです。

申請地は、北側と南側が道路、東側が畑、西側が譲受人の所有地になっており、西側の土地と一体で利用します。

出入口は北側で、隣接地とは高低差がないため、被害防除措置は行わないということです。

敷地内は転圧の上、碎石敷きとし、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺に残る農地に十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

16番、井出委員。

16番（井出茂康委員） 意見ではありませんけれども、ちょっとお聞きしたいのですが、これは貸駐車場で許可、それは全然問題はないと思いますけれども、ただ「敷地内は転圧で碎石敷き」という話でしたが、コンクリートにするときには、また新たに申請が要るんですか。

コンクリートにしないと、駐車場はなかなか借りてもらえないのではないかなみたいな……。

議長（齋藤義治委員） 山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） 今の御質問ですけれども、今回の転用に際しては、譲受人が、不動産管理や仲介業を営んでおります。それまでも、今回、転用する前の隣接しているところで駐車場を開設していたところですが、先ほど説明があったように、敷地内の幅が十分得られないことから、今現在は未利用地になっていました。そして、不動産管理業を営んでいる譲受人から、近隣にアパート、マンションなどが多く点在していて、駐車場のニーズに応えるために、今回このような内容で碎石敷きということで転用の許可を得ていますので、この内容で、済むものと思われま。

16番（井出茂康委員） いや、別にいいのですが、敷地内転圧で済ませるような形でやった後にコンクリートを敷かれると、私、前にも言ったと思いますけれども、周りに流れる排水がいきなり多くなるので、農地の利用など、水の流れの問題で、いろいろ起きてくると思うんですよ。

うちのほうもそうでしたけれども、そのときの申請は、砂利の転圧で通っているのですが、通ったかなと思ったぐらいに、その後すぐに、全部コンクリートを敷いてしまうので、だったら、最初からコンクリートでやりたいという許可を申請するほうが素直ではないかなと思いますけれども、そうすると、許可申請がいろいろとうるさいのかもしれないですが、——いや、いいんですけれども、申請をするのに砂利敷きのほうが楽なのかなと思ったりもしたので、ちょっとお聞きしてみました。コンクリートにするのに、何も許可が要らないということになると……

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） 今の井出委員の御質問、もし砂利ではなくてコンクリートにした場合ということですが、一般的には、やはり浸透できませんので、コンクリートを打設する際には、雨水マスとか、そういったものをつくって水が流れるような形での指導は、当然していくことになるかと考えております。

16番（井出茂康委員） 指導だけで、新たな許可は必要ではないということですね。

事務局（坂間英己主幹） 今回、例えばこれがコンクリート打設で出てきた場合には、当然浸透マス、雨水マス等をつくって、水の流れをきちんと図面に落としていただかないと許可にはなっていない。やはり周りに水が流れてしまいますので、被害防除の面から、許可するには、ちょっと難しいよねという話になってきますので、そういった意味での指導という形で、どうかしなさいよということを、申請者に対して指導していくということですね。

16番（井出茂康委員） それは、コンクリートで申請が出てきた場合であって、転圧で出てきてしまって、転圧から、さらにコンクリートを敷くときに、新たな許可申請が要するのか要らないのか……。

事務局（坂間英己主幹） その点につきましては、一度農地法の許可を取って、現地
がそのようになりましたと、工事が完了した時点で工事完了届というものを
出してもらいます。

その中で、農業委員会としては、工事が終わったことになりますので、それ
から、例えば数年たって、1年たってコンクリートにしてしまったところは、
特段許可が必要ではありません。

16番（井出茂康委員） そうですね。わかりました。

そうすると、雨水の流れ的に困るところが、うちのほうでも出てきているの
で、どうにかならないかなと思ってお聞きしました。

議長（齋藤義治委員） それでよろしいですか。

16番（井出茂康委員） はい。ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

落合委員。

1番（落合喜治委員） 今の件ですが、砂利敷きで許可をして、その何年か後にコン
クリートにすることについては、特に申請も何も要らないということだと、
何の縛りもないということだと思いますので、砂利敷きで許可をするときに、
何か一筆というか、「現状をコンクリート等に変更する場合は、農業委員会の
許可を得る」とか、そういう文言を追加することが、もしできれば、必要では
ないかなと思いました。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） 今の落合委員の御意見をお聞きしまして、一度農業委員会
の許可を得て、その後の使い方、工事完了が出た後、その後も縛っていくとい
うところ、例えばその後、権利移動があったとか、そういったものもあります
ので、そういった中で、一度許可が出て、ある程度工事完了したものについて
は、県からも、それ以上の、例えばだめだよとか、そういった追及については、
その所有者の財産のところを考えまして、あまり指導していくのは好ましくな
いというような見解を得ているところです。

ただ、そうは言いつつも、落合委員のおっしゃるところもありますので、浸

11番（飯田芳一委員） 資料は18ページをお開きください。

番号 7 及び 9 については、水路を挟んで申請地が隣り合っており、また、番号 8 については、それに伴う工事車両が通行するための通路部分であるため、まとめて意見をするものです。

申請地につきましては、境川にかかる「東西橋」から北に約250mの土地になります。

本件につきましては、本申請地に隣接する鉄塔の改修工事を行うため、仮設作業場及び通路として一時転用するものです。

農地の区分は、農振農用地で、本来、農地転用できませんが、仮設作業場及び通路としての一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

申請地は、北側及び西側が田、東側及び南側が道路になっております。出入口を除き、単管ロープ柵及びネットフェンスで仮囲いし、安全対策を施します。

工事期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日を見込んでおります。

地区協においては、譲受人と面談し、周辺の農地に十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号１０について意見を求めます。

11番、飯田委員。

11番（飯田芳一委員） 資料は20ページをお開きください。

申請地につきましては、境川にかかる「東西橋」から西に約 50 m の土地になります。

本件につきましては、本申請地に隣接する鉄塔の改修工事を行うため、仮設

農地の区分は、農振農用地で、本来、農地転用できませんが、仮設作業場としての一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

工事期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日を見込んでおりま
す。

以上です。

11番、飯田委員。

番号 11 及び番号 12 の 2 筆については、申請地が隣り合っており、転用目的が同一のため、まとめて意見をするものです。

本件につきましては、本申請地に隣接する鉄塔の改修工事を行うため、仮設作業場として一時転用するものです。

申請地は、北側が道路及び鉄塔、その他が田になっております。出入口を除

工事期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日を見込んでおります。

続きまして、資料は24ページをお開きください。

申請地につきましては、境川にかかる「東西橋」から南西に約600mの土地になります。

農地の区分は、農振農用地で、本来、農地転用できませんが、仮設作業場としての一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

工事期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日を見込んでおります。

以上です。

11番、飯田委員。

20

地区、御所見・遠藤。番号１。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田、１筆。地目、地積、記載のとおり。内容、昭和６２年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成１９年航空写真。現地確認日、令和５年８月１７日。

続きまして、地区、藤鶴・村岡・明治。番号２。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、善行四丁目、１筆。地目、地積、記載のとおり。内容、昭和４０年頃から宅地として利用し、現在に至る。確認資料、平成１９年航空写真。現地確認日、令和５年８月１５日。

続きまして、番号３。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、善行四丁目、１筆。地目、地積、記載のとおり。内容、昭和４４年頃から庭敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成８年航空写真。現地確認日、令和５年８月１５日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

今回が初めての総会で、今の説明のようなことも初めて聞いた人もいらっしゃると思いますので、「非農地証明」について、簡単に説明していただけますか。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、「非農地証明願」について説明したいと思います。

非農地証明願について、農地転用許可を受けずに、登記上の地目が農地である土地を農地以外のものに転用した場合については、原則としてもとの農地に戻す、復元していただくことになります。

しかし、神奈川県の実用指針に基づきまして、一定の要件を満たす場合に限り「非農地証明」を発行しております。一定の要件を満たし、非農地証明の発行が可能か否かについては、農業委員会で判断をしております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） それでは、番号１について意見を求めます。

2 番（小林正幸職務代理） 資料は28ページをお開きください。

申請者は、用田の土地を、昭和62年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和５年８月１７日に、北村委員と、事務局の職員で現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号２について意見を求めます。

24番（神崎享子委員） 資料は29ページをお開きください。

申請者は、善行四丁目の土地を、昭和４０年頃から宅地として利用し、現在に至っているとのこと。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水管が埋設されており、近隣には善行中学校と中原公園があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和５年８月１５日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号３について意見を求めます。

24番、神崎委員。

24番（神崎享子委員） 資料は30ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、「善行中学校」から、東に約400mの土地になります。

申請者は、善行四丁目の土地を、昭和44年頃から住宅の庭敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水管が埋設されており、近隣には善行中学校と中原公園があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和５年８月１５日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

井出委員。

16番（井出茂康委員） すみません、くだらない質問ですけども、前の1番、2番は宅地ですが、3番は、住所と全然離れているのに「庭敷地」だというのは、よくわからないのですが。

議長（齋藤義治委員） 山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査）　まず、２番につきましては、こちらの地番については、
家が建っておりまして宅地になっておりました。３番につきましては、資料を
御覧いただけると、少し補足になると思いますけれども、資料の３０ページに
なります。右側の公図を御覧いただくと、黒枠でくくっているところが、今回
の非農地証明の申請地ですが、住宅は、その上部の３６５３－１４に建ってお
りまして、今回の非農地証明における庭敷地であることを現地確認しておりま
す。

１６番（井出茂康委員）　自分の家とは全然離れていますけれども、血縁関係のある
人の庭になっていたということですね。

事務局（山澤成司上級主査）　こちらは借地と聞いております。

１６番（井出茂康委員）　そういうことですか。わかりました。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

伊澤委員。

１５番（伊澤忠治委員）　私、初めてなものですから、ぜひ教えていただきたいの
ですが、申請者が、この非農地証明を得ることによって、どんなメリットがある
んですか。

議長（齋藤義治委員）　山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査）　先ほども非農地証明願について御説明をさせていただ
いたところですが、原則は、調整区域の場合、農地の転用については許
可の手続きをしなければならないところですが、県の農業指針に基づいて一定
の要件、例えば過去１０年以上、違反の追及をされていないような場所につい
て、そういった条件をもって、幾つかの要件を確認した上で、非農地証明につ
いて総会で承認した後については、証明書が発行されまして、その後には、登
記が換えられると聞いております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　メリットはどういうメリットがありますかということですが
れども……。

坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹）　メリットといたしましては、土地の登記簿謄本、これは今、登記地目が農地（田畑）になっているわけですね。この証明をもって宅地ということであれば、その登記地目を、法務局に申請することによって宅地に換えることができる。その先のメリットというと、当然登記地目が農地のままですと、所有権移転をする際には、何かと農地法が絡んできますけれども、宅地になってしまえば、その後の売買、所有権移転は自由にできますので、そういった意味で、まず登記地目を農地以外のものに変更するための証明ということで使われているものでございます。

15番（伊澤忠治委員） わかりました。ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３１号について、承認することに御異議はございませんか。

次に移ります。

日程第5、議案第32号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を説明させていただきます。

議案書14ページです。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、瀬郷の6筆。地目、地積、記載のとおり。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、令和5年2月11日。経営面積、3,227㎡。現地確認日、令和5年8月17日。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野3筆、西俣野23筆。地目、地積、記載のとおり。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、令和5年2月9日。経営面積、20,301㎡。現地確認日、令和5年8月3日。

議案書15ページになります。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号3。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、大庭4筆。地目、地積、記載のとおり。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、令和5年5月23日。経営面積、2,043㎡。現地確認日、令和5年8月17日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

これも、各地区協では相続税の適格者証明願については説明をされたと思いますが、今回、もう一度簡単に説明をお願いしたいと思います。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、「相続税の納税猶予制度」について、御説

相続税の納税猶予制度は、終身農地を耕作することを条件として、一定の要件を満たした場合に、発生した相続税の納税が猶予される制度です。こちらについては、農地の細分化防止ですとか、農業後継者の確保を目的として設けられているものになります。

以上です。

それでは、番号1について意見を求めます。

12番（三上健一委員） 本件につきましては、令和5年8月17日に、事務局職員及び私で現地確認を行いました。

以上です。

11番、飯田委員。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号３について意見を求めます。

５番、西山委員。

５番（西山弘行委員） 本件につきましては、令和５年８月１７日に、事務局職員及び私で現地確認を行いました。

現地の状況は、カキ、サツマイモ等の栽培をしており、適正に管理されてい
ました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３２号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第３２号について、承認することに決定を
いたします。

次に移ります。

日程第６、議案第３３号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証
明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、「生産緑地に係る農業の主たる従事者につ
いての証明願について」、御説明をさせていただきます。

議案の説明の前に、この制度について、簡単に説明をさせていただきます。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書について、生産緑地に

係る農業の主たる従事者についての証明書とは、亡くなられた方、または一定の故障の生じた方が農業の主たる従事者であること、または、一定割合以上従事している方であることを証明するために、農業委員会が発行している証明書です。この証明書は、生産緑地指定から３０年経過する前に、市長に生産緑地の買取り申し出をする場合に必要となります。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行できるか否かについては、調査の上、農業委員会で判断しております。

それでは、議案書１６ページを御覧ください。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号１。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和５年５月２３日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、大庭、１筆。地目、地積、記載のとおり。

本申請については、申出人より従事日数及び現地確認等をしたところ、買取り申出事由の生じた者が、亡くなる前まで農作業を行っていたとのことです。

そのため、買取り申出事由の生じた者が、「主たる従事者であったもの」に該当するものと確認いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３３号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第３３号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 7、議案第 3 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第 7、議案第 3 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号 1 は、高倉で 1 5 3 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 2 は、西俣野で 8 3 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、ブロッコリーを栽培する予定となっております。

番号 3 は、西俣野を中心に 1 3 6 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、キュウリを栽培する予定となっております。

番号 4 は、西俣野を中心に 4 4 a を耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 3 4 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 3 4 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 8、議案第 3 5 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第 8、議案第 35 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

番号 1 は、宮原を中心に 250 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、サツマイモを栽培していく予定とのことです。

番号 2 は、宮原を中心に 40 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 3 は、7 月 14 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 31 ページからとなります。

当該地では、サツマイモ等を栽培し、経営していくとのことです。

六会・長後の地区協議会において本人と面談をし、就農計画等について確認しております。

番号 4 は、高倉で 49 a を耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 35 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 35 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 9、議案第 36 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第 9、議案第 36 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づき、藤沢市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められたものです。

番号 1 は、葛原で 21 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、ラッカセイ等を作付けする予定となっております。

番号 2 は、大庭を中心に 80 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、ラズベリーを栽培する予定となっております。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 36 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 36 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 10、報告第 12 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） 本件につきましては、まず20ページから21ページまでが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が2件、六会・長後地区が1件、合計3件となっております。

続きまして、22ページから23ページまでが「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

藤鶴・村岡・明治地区が6件となっております。

続きまして、24ページから30ページまでが「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が2件、六会・長後地区が10件、藤鶴・村岡・明治地区が9件の、合計21件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

井出委員。

16番（井出茂康委員） 先日、地区協でもお願いをさせていただきましたが、20ページで、今回、6, 208㎡、宮原でこれだけ大きな相続があつて、この相続をされたのは相模原の方です。となると、そこは今、多分やる方は誰もいらっしゃらないと思うので、そのようなところに対して、新規就農者の斡旋だとか、いろいろなことをしていただけると、そういうところが荒廃地とならずに済むのではないかなと思いますので、そこら辺のことを、よろしく願いしたいと思います。農業委員会さんにも、農業水産課さんにもと思ひまして、よろしく願いいたします。

議長（齋藤義治委員） 山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） 今、こちらを相続された方から、この農地の一部について、3条の事前相談をいただいているところになります。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

次に移りますが、ちょっと長くなりましたので、暫時休憩いたします。

午後 4 時に再開いたします。

(休憩)

議長（齋藤義治委員） それでは、再開をいたします。

日程第 11、議案第 37 号「「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴う意見について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） 日程第 11 議案第 37 号

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴う意見について

2023年（令和5年）8月25日提出

藤沢市農業委員会

会 長 齋藤義治

(提案理由)

令和５年４月に改正法が施行された農業経営基盤強化促進法の第５条の規定に基づき、本年４月に県が新たな基本方針を定めたが、その県の新たな基本方針に則して、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を一部変更することとなり、同法施行規則第２条の規定により農業委員会に意見を求めるもの。

でございます。

内容につきましては、本日、農業水産課の皆さんにおいでいただいておりますので、農業水産課さんから御説明をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

農業水産課（及川 聡課長） 農業水産課の及川です。よろしくお願いいたします。

本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。農業水産課からは、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部変更の概要と、主な変更点につきまして、担当者から御説明をさせていただきます。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 農業水産課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、基本構想の一部変更の概要について、御説明をさせていただきますと思います。議案書の32ページを御覧ください。

基本構想の一部変更に当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、8月8日付で意見照会をさせていただいておりますので、29日までに御意見をいただければと思います。

まず、基本構想についての説明になりますが、都道府県が政令で定めるところにより、おおむね5年ごとに、その後の10年間について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めており、市町村は、県の基本方針に則して、地域の事情を踏まえた上で、国・県の方針との整合性を図りながら、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成ができるよう、その実現に向けての措置などを明らかにしたものが基本構想でございます。

本市におきましては、平成6年7月に基本構想を策定し、その後、平成13年、19年、22年、26年と改正しております。

基本構想は、「農業経営基盤強化促進法第6条に基づき定めることができる」とされておりまして、意欲ある農業者が、効率的かつ安定的な農業経営を実現できるようにすることを目的としております。

今回の法改正に伴う主な変更点といたしましては、人・農地プランが法定化

されたことによる地域計画の策定のほか、農地中間管理機構を活用した農地の集約化、担い手の確保、育成に関する項目を追加したものになります。

また、文言等の修正も行っておりますが、詳細につきましては、担当の横溝から御説明をさせていただきます。

農業水産課（横溝慶太上級主査） 農業水産課の横溝と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私から、主な変更点について御説明をさせていただきます。

先ほどの説明にもありましたように、基本的には神奈川県の基本方針に基づき変更しているものとなっております。

議案書の３３ページから６９ページにつきましては、基本構想の変更の案となっております。今回、変更箇所の説明については、議案書７１ページを御覧ください。

少し字が小さくて申し訳ないのですが、こちらは、新旧の対照表となっております。左側が、現行の基本構想、右側が変更の案となっております。下線が引かれている部分が、今回の変更箇所となっております。それでは、説明をさせていただきます。

「１．本市農業の現状」、「２．施策の基本的な方向」については、前回変更した平成２６年以降の農政の方向性や情勢の変化を踏まえた時点の修正となっております。

「本市農業の現状」では、平成２９年３月に「藤沢市都市農業振興基本計画」の策定、また、令和４年３月には、第２次「藤沢市都市農業振興基本計画」、さらに、第５期「藤沢市地産地消推進計画」を策定し、計画に基づいて生産者、消費者、事業者及び市が一体となって地産地消に取り組んでいることを示しております。

７３ページ、（２）、こちらは農用地についての利用権設定について、「農業経営基盤強化促進事業の推進」に基づき、農地中間管理機構を中心として、関係機関が連携し推進していくことを定めているものです。

また、７３ページから７８ページにつきましては、「営農類型ごとの効率的

かつ安定的な農業経営の指標」となっています。こちらの指標についても、神奈川県の基本方針に即して定めたものとなっております。

また、78ページの「経営管理の方法等」では、経営管理の方法として、「専門家による助言」というものを、新たに定めております。ここで言う「専門家」とは、税理士、社会保険労務士、行政書士などを想定しているものとなっております。

続いて79ページ、第3の1の(1)の「本市における担い手の現状」については、農業者の高齢化や担い手不足について、販売農家戸数の減少という形で影響が現れており、本市の農業を維持・発展させていくためには、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保が必要であることを示しています。

続いて、アの「確保・育成すべき人数の目標」については、国の掲げる新規就農し定着する40歳未満の農業者を、年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、神奈川県が策定した「基本方針」に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、本市においては、年間10人以上の青年等の確保を目標としております。

80ページから81ページ、こちらについては、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする、営農類型ごとの農業経営の指標となっておりますが、こちらの指標についても、県の「基本方針」に則して定めたものであります。

続いて82ページ、第4の「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」につきましては、現行の基本構想においても、人材の確保や育成について示しており、これに基づき取り組んでいるところではございますが、今回の法の改正によって、改めて追加された項目となっております。

続いて84ページ、第6の「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」については、県の「基本方針」に定められた方向性に則しつつ、本市の特徴などを踏まえて、①から⑩の農業経営基盤強化促進事業に取り組むことを定めておりますが、その中の③から⑥については、今回の法改正により新たに追加された項目であります。人・農地プランが法定化されたことによる地域計画について

位置づけしたものです。

続いて85ページ、1の「利用権設定等促進事業に関する事項」の(14)の「経過措置」については、利用権設定の経過措置を定めたものです。今回の法改正に伴い、これまでの利用権設定は廃止となり、農地中間管理機構を介したものに一本化されます。ただし、2年間、令和7年3月31日までは経過措置として、地域計画が策定されるまでは今までと変わらず、相対での利用権設定が可能となっております。

86ページ、先ほど説明した「地域計画」に関する、「3 協議の場の設置方法」、「4 地域計画の区域の基準」、「5 地域計画の策定の進め方」、「6 地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方」を定めておりますが、また、「地域計画」のことにつきましては、この後の時間においても、改めて説明をさせていただきます。

また、現行の基本構想にあります「農地利用円滑化事業」につきましては、農地利用集積円滑化事業が令和2年4月1日より農地中間管理事業へ一本化されておりますので、全て削除しております。

そのほか、細かな文言の修正などを行っております。

主な変更点といたしましては、以上となります。

なお、今後の流れとしましては、意見を頂戴した後に、神奈川県知事への協議申請を行い、9月末までに報告する予定となっております。

以上で、私からの説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局及び農業水産課の説明が終わりました。

それでは、本件について、何か意見がございましたら、お願いをいたします。

井出委員。

16番（井出茂康委員） 新規就農者を求めているというのは、私も強く感じるのですが、現状で、ここ5年ぐらいの間に、新規就農して、経営が成り立っているような形の農家さんというか、新規就農者の方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

私の希望としては、新規就農、新規就農と、新規就農者を求めるよりは、今

の農家そのものをどのようにして残していくか、イコール農家の売上げとか、そういうものを上げていくような努力をしてくださいとは言いませんけれども、その方向性を一緒に考えていったほうが、農地そのものが安全に、確実に残っていくのではないかなという気がしていますので。

議長（齋藤義治委員） 鈴木課長補佐、どうぞ。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 新規就農者の方で、経営が成り立っている方というのと、どのラインから上というのが、なかなか出しづらいのですが、販売金額で1,000万円を超えている方も何人かいらっしゃいます。ただ、一方で、新規就農の方、青年等就農計画、5年後の目標値として250万円を掲げている、計画を立てていただいている方が多くいますけれども、実際のところ、その目標値に達していない方が多くいらっしゃいますので、経営としてはなかなか難しい状況の方が多いのかなという認識ではおります。

16番（井出茂康委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

吉原委員。

13番（吉原 豊委員） 今、新規就農者の話の中で、年間の売上げがこのぐらいだよという数字が出てきましたけれども、この中で、この書面の中では「販売」というのが入っていましたよね。つくるものはつくれよ、そして、販売は受け持つよと、その販売をしてこそ、そこで初めて農家がもうかっていくのではないかなと思います。

今まで「農家の所得を上げようよ」と、いろいろな形で言葉は出ていますけれども、言葉だけで結果は出ていない。

例えば農協の「わいわい市」などができて、ひと頃というのか、一部では販売が促進されていますが、市として、神奈川県として、こういうものをこのように出荷してくださいよ、それで所得を上げましょうよと、そういう計画が出ていない。これは片手落ちではないですか。どうでしょうか。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 今回の基本構想の改定に当たりましては、先ほど県・市ということでお話しいただきましたけれども、県の基本方針に沿った形

で策定をしておりますので、御指摘のとおり、その販売の部分については、記載が不十分なところもあるかと認識しております。

ただ、市の取り組みとしましては、例えば「藤沢産サンセットマルシェ」ですとか、あと「ふじさわ元気バザール」など、新規就農を含めた販路の拡大という中で、取り組みは進めさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

13番（吉原 豊委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 担い手のことで、ちょっと聞きます。

担い手は、藤沢市では年々少なくなっているのですが、この「都市農業振興基本計画」、これは藤沢市でつくったものですが、その中で販売農家戸数がどのくらいあるかという、藤沢市で約557軒ですよ。それで、農家をやっている人はどのくらいいるのかという、2020年の調べですが、19歳未満だと13人、20歳から39歳だと161人、40歳から64歳だと552人、65歳以上だと735人で、人数的には1,421人です、農家をやっている人は。藤沢市の人口は約44万人ですが、そのうちのこのくらい。

それで、担い手ですが、担い手を増やすにはどうしたらいいかということで、これはいつも課題ですが、何かいい案はないですか、担い手を増やすには。

農業水産課（及川 聡課長） 担い手を増やすには、儲かるようにするしかないかなとは思っております。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

農業水産課（及川 聡課長） 儲けられるような農業にするために、新規就農者の方には研修等も行っておりますし、成功しているというか、売上げの多い方等に講師になっていただいて話を聞いたりということもさせていただいている状況でございます。

先日も、果樹品評会に会長にもおいでいただきまして、果樹の方等は、後継者の方でもかなり若い方が経営を行っておりますので、そういった好事例を新

規就農の方ですとか農業後継者の方にもつないでいくような指導をしていきたいと考えております。

議長（齋藤義治委員） それと、あと、いわゆる農業に従事して、年間の農業所得が250万、その250万の年間所得を上げるには、売上げはどのぐらい必要ですか。

農業水産課（及川 聡課長） 売上げとしては、大体倍の500万程度かと思っております。

議長（齋藤義治委員） そうすると、その500万を売り上げる農家はどのぐらいいますか。

農業水産課（及川 聡課長） すみません、手元に資料がないので、売上げのデータは持っていないので何とも言えないのですが、新規就農の方で、就農から5年目の目標として、農業所得250万円を目指すという計画をつくっていただきますけれども、確かにハードルはかなり高いかなと思っておりますが、中にはそれ以上の所得を上げていらっしゃる方もいますけれども、所得を上げる、売上げを増やそうと思うと、今度は人を雇わないといけなくなってくるといったところもございまして、売上げを上げて、なかなか所得が追いつかないというような状況も見受けられます。

そこで、御自分と、あと御家族でやっていくような農業の中で、どの辺が一番適正なのかというところですが、今、新規就農された方の状況を見ると、やはり1ヘクタール程度であれば、家族だけでも、ある程度はやっていけるかなというところは見えてきておりますので、そういった方の事例もつなぎながら、新規就農者に対しての指導はしていきたいと考えております。

議長（齋藤義治委員） 実は、来月の4日に知事に会うことになっておりますので、そのときに……、この担い手の問題というのは、いつも軽んじられているわけですよ。地域計画をつくったり目標地図をつくるということで、いわゆるハードの部分は一生懸命やりますが、マンパワーのほうは、ほとんど対策がなされていないんですよね。確かに収入を増やすということですが、その収入を増やすにはどうしたらいいかということがほとんどできていないというのが現

状でして、しかし、これを市の職員に言ってもどうしようもないのでね、来月、知事に会いますので、その辺も……。

そのほかには、何かございませんか。

落合委員。

1 番（落合喜治委員） 今の話につながりますが、79 ページの右下ですが、「年間農業所得 250 万円程度」、その上に、アの「確保・育成すべき人数の目標」として、「40 歳未満の農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増する」と書いてあります。

農業所得、年間 250 万円程度とうたって、1 万人から 2 万人に倍増するというのは、ちょっと整合性がとれないというか、こんな低い目標で 2 万人に増えるの、倍増するの、という感じ、思いました。

農業水産課（及川 聡課長） この「1 万人から 2 万人に倍増」というのは、国が掲げている目標でして、日本全体でということになります。

1 番（落合喜治委員） なるほど。

議長（齋藤義治委員） 藤沢市では新規就農は 10 人ですね。

農業水産課（及川 聡課長） そうです。藤沢市は、年間で 10 人を目指しております。

1 番（落合喜治委員） それで、国の年間所得目標というのは、やはり 250 万円ですか。

農業水産課（及川 聡課長） 国も一緒です。

1 番（落合喜治委員） わかりました。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

安藤委員。

20 番（安藤康彦委員） 僕自身が、新規就農して 6 年から 7 年ですけども、実感している部分がありまして、以前はサラリーマンをやっていましたが、サラリーマンで給料を取っている方の 30 代の年収の中央値が、たしか、大体 450 万から 500 万ぐらいだったと思いますけれども、そういう方だと、年休が、大体 100 日前後、100 日以上あると思いますが、新規就農して 5 年後に 250 万の農業所得があつて、実際に年間何日やるかという部分で比べると、給

料をもらって働いている人からすると、全くもって収入面に魅力がないような中で、そこで新規就農者を増やそうというのは、なかなか難しいのではないかなという部分ですね。

その辺の「収入を上げる」という部分は、その２５０万、新規就農して５年後に２５０万農業収入を得られますよと言われても、若い世代からすると、全くもって魅力が、金額的に全く魅力がないように感じてしまいますけれども、その辺を、どのように改善していくのかというのを……。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐）　今、御指摘いただきました新規就農の目標値、５年後に２５０万ですけれども、実際のところ、なかなかその目標値も超えられないというところはあるんですが、この基本構想の中におきましては、一応５年後に２５０万円、計画が終わった後に、認定農業者としまして、年間の目標所得６５０万から７５０万を目指した農業経営体を目指していただくことを目標に、取り組みとしては入れておりますので、御指摘のとおり２５０万円で、ほかの産業と比べたときに、魅力ってどうなの、というところはあるかと思えますけれども、この６５０万から７５０万につきましても、国・県で、他産業の所得から、この目標値を出しておりますので、市としても、同じ形で目標として検討させていただいているものになります。

議長（齋藤義治委員）　よろしいですか。

２０番（安藤康彦委員）　はい。

議長（齋藤義治委員）　ほかに何かございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、議案第３７号について、承認することで、御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第３７号について、承認をすることに決定いたします。

最後に、事務局から何かございますか。

坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） お手元に資料１「人・農地プランから地域計画へ」というものと、㊦ということで、「農業経営及び農地利用状況に関する調査票」、この２つについて御説明をさせていただきたいのですが、まず、資料１の「人・農地プランから地域計画へ」ということで、こちらにつきましては、引き続き農業水産課さんから御説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） それでは、農業水産課から「地域計画の概要」について、説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、国が策定しております「地域計画マニュアル」から抜粋したものと、あとは地域計画の策定に向けた、本市で策定しております「工程表」を御用意させていただいております。資料はホッチキス止めの１番から資料３まで御用意させていただいております。

それでは、資料１を御覧ください。

これまで、地域での話し合いによる「人・農地プラン」の作成を目指してきましたが、今後、高齢化や人口減少による農業者の減少により、耕作放棄地の拡大や、地域の農地が適切に管理されなくなることが懸念されることから、国は、令和４年５月に「農業経営基盤強化促進法」の一部を改正し、地域計画の策定を法定化しております。

資料の下の方に図がございますが、「地域計画」とは、地域での話し合いに基づき、地域農業の将来のあり方を示した「人・農地プラン」に、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がどの農地を利用していくのかを１筆ごとに定めた目標地図を加えた計画となります。

ページをおめくりいただきまして、資料２を御覧ください。

「地域計画の策定・実行までの流れ」についてですが、地域計画は、市街化区域等を除いた区域を対象に、令和７年３月末までに策定することになっております。

令和５年３月末までに実質化された「人・農地プラン」が策定されている地

区は、用田地区、打戻地区、城・稲荷の3地区となりますが、令和5年4月以降におきましては、地域を用田、打戻、城・稲荷地区のほか、葛原、菖蒲沢、瀬郷、宮原、遠藤、長後・高倉、下土棚、亀井野、石川、西俣野、立石の三丁目と四丁目、善行の四丁目、あと、城・稲荷を除く大庭地区の16に分けて、令和7年3月末までの計画策定を目指して取り組みを進めているところでございます。

地区の区分けにつきましては、資料3に地域計画の策定に向けた工程表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

現在の取り組み状況につきましては、各地区における協議会の実施に向け、認定農業者及び新規参入者連絡会会員を対象に協議の場への参加希望調査を実施しております。地域によって開催時期は異なりますが、来年1月から2月をめどに話し合いを行っていく予定であります。

話し合いの日程につきましては、決まり次第、事務局を通じて御案内をさせていただく予定でありますので、農業委員会の皆様におかれましては、各地区における協議への協力をお願いできればと思います。

また、地域計画の策定に向けて、目標地図の素案の作成につきましても、御協力をお願いいたします。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） どうもありがとうございました。

引き続きまして、お手元に「農業経営及び農地利用状況に関する調査票」というA4の1枚ペラがあるかと思いますけれども、㊦という判が押してあるものでございます。

こちらにつきましては、今、農業水産課から御説明がありました地域計画、その目標地図をつくっていく中で、まず、農業委員会は、目標地図の素案を作成していくという業務がございます。その中で、素案を作成する前段階として、農家世帯の皆様アンケートをおとりして、その内容を目標地図に載せていく。そして、農地の集約化を目指すというものでございます。

内容につきまして、表面は、今回、アンケート実施に加えて、農家台帳の更新というか、新しいものにしていきたいということで、まず、1番目に、現在の世帯の状況を記入していただく。2番目に、現在の所有地及び耕作地の状況の記載。3番目に、農機具の所有状況を記載していただく。4番目に、こちらが、目標地図、地域計画につながっていくものですが、現在の経営状況及び経営実態についてお尋ねしますということで、これについては、今後の農業経営の規模の意向について、まず尋ねるところ、あとは、農業経営規模拡大の意向について、あとは、現在の農業後継者について、こういったものもアンケートとしていただくつもりです。

5番目につきましては、こちらは、同意事項でございますので、この「10年後、こういった情報を活用して地域計画、目標地図に載せて、窓口、インターネットで公表、他課へ情報提供することに同意します。」ということで、こちらにチェックをしていただくような流れになっております。

続きまして、裏面を御覧ください。

表面は、どちらかというと農家世帯の今後の方針をメインにアンケートを取らせていただきますが、裏面は、農家の方がお持ちの筆ごとに、それぞれアンケートを取っていききたいという趣旨でございます。

これによって、例えばこちらの農地については貸したいとか、そういった意向に沿って地図に反映していきたいということで、内容につきましては、現在の利用状況を御記入いただいて、あとは、次に、10年後の農地の利用、活用について、該当するものに○をつけていただくというところでございます。

こういったものを主としてアンケートを取っていくということでございますが、今、農業水産課ともアンケートの内容については調整しているところでございまして、9月の中旬ぐらいに、農家の世帯の方々に発送する予定でございますので、委員の皆様には御承知おき願えればと思います。

議長（齋藤義治委員） 「農地一覧」と書いてあるけれども、農地一覧は、これは全部印刷されているんですか。

事務局（坂間英己主幹） こちらは、記入されているのは、相当数あると難しいので、

電算システムで印刷されたものが出ていまして、それについても、地目、面積も書いてありますので、太枠の中、こちらを○印をつけていていただくような形になっております。

アンケート内容をあまり多くしてしまいますと、回答率とか、そういったものもあろうかと思いましたので、必要最低限＋αというところで、今回はつくらせてもらいました。

以上、こちらについての説明は終わりましたけれども、何か、地域計画のアンケートのことで御質問等があれば……。

議長（齋藤義治委員） 井出委員。

16番（井出茂康委員） 現在の農業後継者について、「後継者がすでに就農している」、「後継者がいる」、「後継者はいない」、「いる」、「いない」というのは、どこでどう判断するのか、その家で勝手に判断していく形ですか。

非常に難しいところもあるのではないのでしょうか。継いでほしいけれども、今は就職しているとか、まだ学生だけれども、どうかなとかいう……。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） こちらにつきましては、10年後の地域計画というところもございまして、当然御息子がいらっしゃる、いらっしゃらないというものもありますけれども、息子さんなり娘さんなりが、今後やっていく可能性というところでしか、恐らく書けないと思うんですよ、10年後は。なので、今の段階で、やっていくのか、どうなのかというところは、聞ける範囲で聞いていただいて、あとは実際の可能性というものを御家族の中で判断して御記入いただく、としか言いようがないのかなと、申し訳ないのですが。

16番（井出茂康委員） そうだと思いますけれども、後継者がいるかいらないかと聞かれると、どっちで答えていいのか、という人はいらっしゃるのではないのでしょうか。うちは娘ばかりだから、後継者はいないよというもの、それもまた……、娘さんだってやる気がある人はいるんじゃないかと思ったりもしますけれどもね。どういうふうに聞くのかなと思っただけです。

議長（齋藤義治委員） いるかもしれない、ですかね。

16番（井出茂康委員） いるかもしれない、「かも」ではいけないのでしょうかけれども、10年後だから、「かも」でどうにかならないのかなと思いつながら、毎回、このアンケートのときに、こういうのって何となく気になるんですよね。「後継者」と言って、どこまでを後継者がいる、いないと判断していいのかというところですね。

議長（齋藤義治委員） 10年後ですからね。

井上委員。

8番（井上哲夫委員） 私のことをここで出してもしょうがないけれども、私のうちには後継者はいるんだけど、うちの息子は40半ばですが、息子から見ると、後継者はまだいないんですよ。だから、その辺のところで、アンケートを書くのが私であるのか、息子であるのか、それで違ってくるということも、一つありますね。

だから、井出さんが言われることはごもっともですよ。

議長（齋藤義治委員） それでは、「かもしれない」、ですね。

8番（井上哲夫委員） ついでに、もう一つですけども、A4でアンケート用紙をつくれるのであれば、何か文字が小さいのではないのでしょうか。老眼が入っているんで、70代ぐらいの経営者だと、これを読むのはちょっとね。だから、もうちょっと大きくできないものなのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） おっしゃるとおり、御指摘がございましたので、こちらはA4ではなくてA3にしたもので送れるかどうか……

5番（西山弘行委員） 「人・農地プラン」のほうの文字ぐらいにしてくれればね。そうでないと見えないですよ。見えないし、疲れるね。

事務局（坂間英己主幹） それでは、なるべく字を大きくした形で、枚数は増えてしまいかもしいですけども、もう少し大きくするという方向性で検討していきたいと思っております。

議長（齋藤義治委員） ほかに何かございませんか。

落合委員。

1 番（落合喜治委員） 5 番の「情報提供することに同意します。」これは、必ずチェックしなさいという意味ですか。それとも、これは「同意しない」という選択肢はないということですか。

事務局（坂間英己主幹） 結局、今後このデータを活用した目標地図、地域計画をつくっていきますので、同意していただくことになると、その世帯の方のデータがいろいろな形で使えるのですが、強制できるものではございません。

1 番（落合喜治委員） そうであれば、「同意しない」というチェック欄も必要ではないですか。

議長（齋藤義治委員） そうですね。個人情報だから、やはり「同意しない」という欄もあっていいということですよ。

1 番（落合喜治委員） そうですね。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹、どうでしょうか。

事務局（坂間英己主幹） そのような提案がございますので、検討していこうと思っています。

1 番（落合喜治委員） はい。

あと、1 番の「現在の世帯の状況をおたずねします。」、これは任意でよろしいですか。何のために必要なのかというのがちょっと……。

事務局（坂間英己主幹） こちらにつきましては、法の中で、「農家台帳を整備する」ということがございまして、その中で、農家世帯の状況は必須項目でございますので、これについては御記入をお願いしたいというところでございます。

1 番（落合喜治委員） はい。

あと、もう一点、裏面の「現在の利用状況」の中に、「耕作放棄地」というのがあります。これは、ちょっと表現をかえたほうがいいと思いますが、これは放棄しているわけではなくて、手が回らなくて……

議長（齋藤義治委員） そうですね。耕作放棄地ではない、放棄というのは、あまりいい言葉ではないですね。

1 番（落合喜治委員） やるのが当たり前みたいな、何か……。

事務局（坂間英己主幹） こちらのアンケートにつきましては、国がつくっているシ

ステムから抽出したもので、統一的な言葉ですが、「耕作放棄地」という言葉は、農林業センサス上の言葉でして、その言葉は、以前耕作していたけれども、農家の方の意向のもとに耕作しないよ、といったものを「耕作放棄」と言っているんですね。

「遊休農地」というのは、耕作する、しないというよりは、意思の前に状況が、草が生えてしまっていて、今はできていないところみたいな、そのような言葉の区分けがありまして、そういった中で「耕作放棄」という言葉をつかっているのですが、それは、あくまでも定義の問題ですので、もし、委員さん方が「耕作放棄」という言葉は好ましくないのではないかということであれば、こちらについては、かえる余地はありそうですので。

そうであれば、どういった言葉がよろしいかというところですが……。

1 番（落合喜治委員） 農地パトロールのやつでも、最近、表現がかわったかと思いますが、同じような感じでいいと思いますね。

事務局（坂間英己主幹） 「遊休農地」というような言葉が、一番やわらかい言葉だと思うんですよ、言葉の中では。その次は「荒廃農地」になってしまうので、「遊休農地」というような形にかえさせていただいたほうが……。

1 番（落合喜治委員） そうですね。そのほうがアンケートは取りやすいと思いますけれどもね。

2 番（小林正幸職務代理） 「放棄」しているわけではないからね。そこまで入っていけないとか、やりたくてもやれないようなところが、どうしてもあるんですよ。

事務局（坂間英己主幹） そういった意味では、いろいろな事情がある中では、「耕作放棄」という言い方よりも、「遊休農地」に表現をかえたほうが、やわらかいアンケートになるのかなと思いますので、そのような形にかえさせていただくように……。

議長（齋藤義治委員） 西山委員。

5 番（西山弘行委員） その件に関しても、結局、自分の担当地域でも、他部落へ行ってしまうと、やらないのか、できないのかというのがわからないんですよ。

自分の地元だったら、ここの田んぼは機械が潜ってしまっただけで入れないからできないというのがわかる場所があるんですけども、担当地区ながら、他部落へ行くとわからない場所があるんですよ。

だから、そういう意味でも、「放棄」なのか何なのか、結局、他部落へ行くと、「放棄」にしか見えないんですよ。だから、わからない部分というものもあるんで、それをどうしたらいいのか、ちょっと考えどころですけどもね。

事務局（坂間英己主幹） あとは、「休耕地」とか、そういった表現もあろうかと思えますけれどもね。

5 番（西山弘行委員） それならば「休耕地」で統一されるべきではないのかなと。

議長（齋藤義治委員） 井出委員。

1 6 番（井出茂康委員） いや、すみません。今回のこれは、あくまでも個人のお宅に対するアンケートだから……

2 番（小林正幸職務代理） 個人であって、回ってやるやつじゃないですね。

1 6 番（井出茂康委員） 現況調査で、農業委員が回ってやる調査ではなくて、今回ののは、自分の家へのアンケートだから、自分がどう思うかですよ。

議長（齋藤義治委員） そうです。

1 6 番（井出茂康委員） ついでに、一つ質問ですけども、これは、あくまでも現状の世帯ということは、同一世帯であって、出てしまっている場合は、ここには書かないですよ。

内々の質問で申し訳ないですが、うちは親父と一緒に住んでいて、息子夫婦は出ているので……。

議長（齋藤義治委員） 山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） 今お手元の資料の左下に（農家の皆様へ）と、小さくて申し訳ないのですが、「別生計でも農業経営に参加されている親族も記入してください。（その場合、住所も空欄に記入ください。）」とお願いするものになります。

1 6 番（井出茂康委員） そうですか。わかりました。

議長（齋藤義治委員） 神崎委員。

24番（神崎享子委員） 同じことですが、（農家の皆様へ）というのが、すごく小さいのですが、これは、すごい大事だと思うんですね。「農地法許可申請、証明書等発行の際は、この調査票の内容を重視し、許可・発行等をいたしますので、必ず提出してください。」とありますけれども、これは、この一枚とは別に――みんな面倒くさがってアンケートを書かないおそれもあるので、「提出してください」というのを、もっと前面に、最初のほうに入れていたきたいと思います。

あと、「別生計でも、農業経営に参加されている親族も記入してください。」と書いてあって、実は、近所の方で、娘さん夫婦がやり始めた人がいるのですが、それをここに書いていいのかどうか、それを、「書いたほうがいいですよ」と、その人に伝えてあげたほうがいいのかどうか――近所の方というのは農家の人で、娘さん夫婦が、ごく最近農業を始めたのですが、別世帯だけれども、「別生計」で、ここに書いていいのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） このテンプレートは、どこから持ってきたんですか。

事務局（松下翔太郎事務職員） これは、国で使っている「農業委員会サポートシステム」という農家台帳を整備するシステムのテンプレートです。

議長（齋藤義治委員） そうですか。ただ、今、神崎さんが言うように、（農家の皆様へ）と、すごく重要なことが書いてあるわけですよ。「農地法の許可申請、証明書等発行の際は、この調査票の内容を重視し、」と書いてあるから、これを出していないと、許可申請などができなくなってしまうということですよ。

事務局（坂間英己主幹） そうですね。特に農地法の3条というのは、今は、農機具の状況ですとか、非常に重要な情報になってまいりますので……。

議長（齋藤義治委員） 昔の「農地台帳」ですね。

事務局（坂間英己主幹） そうです、農地台帳の整備に……。

2番（小林正幸職務代理） これは重要なものですね。

議長（齋藤義治委員） その辺は、もっと大きくきっちり書いたほうがいいですね。

事務局（坂間英己主幹） わかりました。

議長（齋藤義治委員） 神崎さん、それでよろしいですか。

24番（神崎享子委員） はい、お願いします。

議長（齋藤義治委員） そのほかには何かございませんか。

21番、佐藤委員。

21番（佐藤智哉委員） 要望ではないのですが、毎回、毎回紙で書くのが面倒くさくて、もういいかげんメールとか電子化してもらえれば楽かなと。まあやっていない人もいっぱいいるかもしれないですけども、僕は、まだ40そこそこで、跡継ぎでやっているのですが、多分もっと若い世代になってくると、それが当たり前になってくると思うので、一々紙に書いて——これは、個人情報と言っても、結局インターネットで公表するみたいを書いてあるので、メールでやりとりしようが、結局一緒だと思いますので、そろそろそういったこともやってほしいなと思います。

13番（吉原 豊委員） 一番いいのはUSBを使えばいいんだよ。個人個人のUSBをつくれればいいんだよ。

議長（齋藤義治委員） どうですか、電子化、その辺は。

事務局（松下翔太郎事務職員） 一応システムで、QRコードを読み込んでアンケートに答えるという方法がある意向調査の様式も、あるにはあるんですけども、項目がかなり多くて、これでは、農家さんからアンケートは返ってこないであろうということで、今回は項目の集約したものでお送りする形になりました。今回利用する様式は、QRコードの発行ができないため、全部紙で管理するような形になってしまいます。

議長（齋藤義治委員） それは、ちょっと検討したほうがいいですね。最近は若い人が多いから、電子化が進んでいるからね。

事務局（松下翔太郎事務職員） そうですね。

議長（齋藤義治委員） そのほかには何かございませんか。

落合委員。

1番（落合喜治委員） すみません、わからないのですが、「これは、農地法の規定に基づいた調査です。」と、要は、法律でこの調査をしなさいということが定められているということですか。

事務局（坂間英己主幹）　そういうことですね。

1 番（落合喜治委員）　それで、農家の人たちは、これにちゃんと答えないとイケないということですか。答えないと罰せられるとか……。

事務局（坂間英己主幹）　その罰則はないですね。

1 番（落合喜治委員）　それで、答えたときに、すごい個人情報がたくさん入っていますが、その個人情報の扱いについて、何か文言とか、そういうのは必要ないですか。個人情報の取り扱いについて、生年月日とか年齢とか、家族の名前を書くわけですよね。この情報に対する機密管理というか、個人情報の管理はどのようにするというのを、農家さんに伝えないとイケないと思いますけれども、「この情報は、農地台帳だけに使用します」とか、何かいろいろありますよね。

そういったことを入れた上で、このアンケートを配らないとイケないのではないかとと思いますが、その辺はどうでしょうか。

事務局（坂間英己主幹）　基本的に個人情報保護法の中で、データを収集するときには、落合委員のおっしゃるとおり「目的外に使用しない」ということは、当然書くべき、その辺については書かなければいけないと思っております。

そして、先ほどの5番ですけれども、この「情報提供することに同意します。」という中で、ちょっと誤解が出てしまうのですが、例えば世帯員とか年齢とか、そういったものの公開というよりも、裏面の、その土地を貸したいか、やっていくか、そういった情報公開というところですので、その辺を、もうちょっとわかりやすく書いたほうが、「同意します」、「同意しません」をチェックするに当たって、もう少し細かく書いたほうがいいのかというのは思っているところではございますが、今、冒頭で申されたデータの収集につきましては、書くべきものかなと考えております。

1 番（落合喜治委員）　はい。よろしくお願いします。

事務局（坂間英己主幹）　ありがとうございました。

議長（齋藤義治委員）　今の「農地ナビ」というのは、どの辺まで出てくるんですか。

事務局（松下翔太郎事務職員）　農地ナビだと、農家さんの意向だけです。

議長（齋藤義治委員） 意向だけね。

事務局（松下翔太郎事務職員） 農地の地番と面積、あと、貸したい、売りたいとか、
そういう意向までですね。

議長（齋藤義治委員） はい。

[農業水産課担当者 退室]

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

事務局からは、何か補足するようなものはないですか。

事務局（坂間英己主幹） 何点がございますので、説明をさせていただきます。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、お配りした資料について、御説明をさせていただきます。

A 4 の資料で、「9 月地区農地協議会及び総会の開催日程について（通知）」
ということで、お配りさせていただきましたけれども、六会・長後地区が、来
月の地区協議会は、9 月 2 1 日（木）午後 2 時から、長後公民館になります。

御所見・遠藤地区は、9 月 2 2 日（金）午後 2 時から、遠藤公民館の第一談
話室になります。

藤嶋・村岡・明治地区ですが、9 月 2 5 日（月）の午後 1 時半からですけれ
ども、9 月から、分庁舎 6 階会議室に移りますので、お間違えないよう、よろ
しくをお願いします。

総会は、9 月 2 5 日（月）の 2 時半から、本庁舎の 5 階、5－1・5－2、
ここの会議室で行いますので、よろしくお願いします。

もう一枚、A 4 でお配りさせていただいた「最適化活動の推進に伴う活動記
録簿の作成について（依頼）」ということで、このことについては、「農業委
員会による最適化活動の推進等について」ということで、令和 4 年度から農業
委員会及び各委員の最適化活動について目標設定をし、実績を点検・評価の上、
結果を公表していくこととなりました。また、委員さん一人一人の活動内容の
見える化の実施を求められることになりましたので、次のとおり活動記録簿の
作成をお願いします。

「活動記録簿」ですが、A 3 でお配りした資料、「令和 5 年度推進委員等最

適化活動の点検・評価」という紙ですけれども、前期もやられていた方はなじみのある書類ではあると思いますが、新しい委員さんもいらっしゃるので、改めて御説明をさせていただきます。

まず、委員さんの「推進活動」に伴う活動日数を毎月入れていただきたくて、A 4 でお配りした資料に例が出ていますけれども、例えば近所で A さんに会って、A さんの田んぼを耕作してほしいと頼まれたとか、そのほか、例えば田んぼの除草に行く途中で、使っていない、あいている畑を見つけたとか、そのほか、農地パトロールを実施したとか、毎月参加している地区協議会に出席したなど、委員さんの中で、活動があった日にちの日数を入れていただければと思います。

これについては、1 日単位で御記入いただくのですが、1 日というと、どれぐらいから 1 日になるのかというところですが、1 日の中で、近所の人と、ここの農地はあいているよね、みたいな形で 5 分ぐらいお話をしたもので 1 日にカウントしていいということになっておりますので、御記入いただければと思います。

回収は、3 月の総会で回収させていただくものとなりますので、改選があった 7 月から 3 月分を御記入いただいて、改めて、また 3 月に事務局に提出いただければと思います。よろしくお願いします。

事務局からは以上です。

議長（齋藤義治委員） そのほかにも、何かございますか。

坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） 本日は、時間がもう 5 時ということでございますので、申し訳ございませんが、本日、予定しておりました農業委員・推進委員さんの研修会につきましては、また、来月、総会が早く終わりましたら実施したいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして 8 月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方から、何か質問等がございましたらお願いいたします。

一同　ありがとうございました。

58

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）